

性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等に係る情報発信等業務委託仕様書

1 業務の目的

誰もが働きやすく暮らしやすい社会の実現の障壁となっている、性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の弊害や固定的性別役割分担意識等の解消に向けて、無関心層をはじめとする県民の方々の気づき、対話、行動変容のきっかけづくりを図ることを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 業務の内容

(1) 全体計画の策定

効果的な情報発信となるための業務の全体計画（基本コンセプト、実施スケジュール等）を作成すること。

なお、県が今後実施する「性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害を解消する県民運動」の展開に係る予定も参考とした実施スケジュールとすること。

【性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害を解消する県民運動の実施予定】

5月中旬 第1回県民運動会議

（各種団体等と運動体の立ち上げ、共同宣言、県民運動の愛称決定）

シンボルマークデザインの公募開始

8月上旬 シンボルマークの発表（よりん彩開設25周年記念フォーラムを予定）

10月 第2回県民運動会議

(2) 性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等に関するPRツールの作成

ア 動画の作成

家庭、地域、職場、学校等の場面で、性別によるアンコンシャス・バイアス等によりモヤモヤした事例（これってアンコンシャス・バイアス！？川柳コンテスト入賞作品、「みんなで話彩や」で聞き取った声※）等を元に、県民の方に、性別によるアンコンシャス・バイアスや固定的性別役割分担意識への気づき等を促進する動画を作成すること。

※県民運動課ホームページ内に掲載（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kenminundou/>）

- ・作成数：4本以上
- ・静止画、映像等を使用した1分程度以内の動画とする。

イ ポスター、チラシのデザイン、作成等

性別によるアンコンシャス・バイアス等への気づき等に関する啓発用ポスター及びチラシをそれぞれデザイン、作成すること。

作成物	数量	規格等	備考
ポスター	500枚以上	B2サイズ、片面、カラー、コート紙	
チラシ	10,000枚以上	A4サイズ、両面、カラー、コート紙	

(3) メディアを活用した広報

ア テレビスポットCM

鳥取県内において、性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等に関するテレビCM用動画を作成し、県内の民放テレビ局3局以上においてテレビCMを計45回以上放送すること。

イ ラジオCM

鳥取県内において、性別によるアンコンシャス・バイアス等への気づき等に関するラジオCM放送用音源を作成し、ラジオCMをラジオ放送局1局以上において計30回以上放送すること。

ウ ウェブ広告

パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用する県内ユーザーに向けた、性別によるアンコンシャス・バイアス等への気づき等に関する動画広告を掲載すること。

(4) 性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等を促す情報発信企画の実施

その他、県民の性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき、認知度向上や意識醸成につながる情報発信に関する独自の企画を1本以上提案すること。(ただし、新たな外部ウェブサイトの制作は除く。)

(5) その他

受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と密な打ち合わせ等を行うこと。

4 成果品の提出

(1) 作成した全ての動画データ(テレビCM用及びウェブ広告用を含む)を、ホームページ等で使用可能な電子ファイルにより、納品すること。

(2) ポスター及びチラシは、8月初旬までに紙媒体及び電子データを納品すること。

5 業務完了報告書の提出及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、速やかに発注者に業務完了報告書(任意様式)を提出し、発注者の検査を受けるものとする。なお、業務完了報告書には以下の資料を添付すること。

- (1) 作成した成果品の内容が分かる資料
- (2) メディアを活用した広報の実施状況が分かる資料
- (3) その他必要な資料

6 権利関係

(1) 本業務による出版権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権及び著作権、肖像権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 本業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

7 その他

(1) 個人情報の保護

- ア 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- イ 受注者は、(5)の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(2) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(3) 業務執行上の留意点

- ア 本業務の遂行に当たり、受注者が発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受注者が当該損害額を負担すること。
- イ 契約の解除等により、本業務の受注者が変更になった場合は、新たな受注者に対し、責任を持って本業務を引き継ぐこと。

(4) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(5) 再委託の禁止

- ア 受注者は、事業の一部について再委託を行おうとするとき、事前に発注者の承認を得なければならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 守秘事項等

- ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに(5)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。
- エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- オ アからエまでの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(7) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 受注者は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、発注者に報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、受注者は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、受注者は、再委託先から受けた報告について発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受注者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について発注者が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、受注者は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、受注者は、再委託先から受けた報告について発注者に報告しなければならない。

(監査)

第12条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者又は受注者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの

特記事項の規定の内容に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受注者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。